

【ABC 消費者情報 Vol. 143】

◎チケット不正転売禁止法が6月からスタートしました！

人気のコンサートやスポーツなどの興行チケットを、転売サイト等で定価を大幅に上回る価格で販売するような「高額転売」等を禁止する「チケット不正転売禁止法」が令和元年6月14日よりスタートしました。

興行主の事前同意なしに有償譲渡することも譲り受けることも禁止されます。

■転売チケットのトラブル例

○正規（公式）でないチケット転売サイトで購入したが、当日転売チケットであることが理由で入場できなかった。

○SNS で知り合った人からチケットを譲ってもらうことになり、代金を支払ったが、直前になっても届かず、連絡も取れなくなった。

■アドバイス

このようなトラブルを防ぐために、以下の点に注意をしましょう。

○正規のルートで購入する。

○チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認する。

○チケットの転売条件に関する情報を確認する。

詳しくは政府広報オンラインをご覧ください。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201904/1.html>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611